

もみの木でのサービス提供上の決まり

■はじめに

もみの木では、中途採用（経験者採用）又は新人採用を行った場合に、サービス提供上の採用時研修（OJT）の決まりについて以下に示します。

■中途採用（経験者採用）又は新人採用者がサービス提供する上での決まり

共通事項：

- ・「個別支援計画書」等を用い、事前に情報提供を行います。

中途採用者（経験者採用）の場合：

- ・強度行動障害に該当する行動援護の支援実施に入る場合、これまで支援を行ってきたサービス提供責任者が最低1回は同行し、行動上の注意点について共有します。

尚、移動中にダッシュや他害、社会ルール違反行動などの危険性がある利用者については、個々の行動特性に慣れるまでは安全を最優先し、必ず2名支援者体制で支援を実施します。

新人採用者の場合：

- ・もし、新人採用を行った場合には、1ヶ月間は、独り立ちせずに、サービス提供責任者による支援に同行し、利用者の行動特性について実地研修を行うこととします。

- ・2ヶ月目からは、無理せず、安全に支援可能な対象者から支援開始し経験を積み重ねるようになります。利用者のためにも適材適所を大事にし、難しい支援にはアサインしないこととします。この試用期間中に適性を判断します。